

広島県立職業能力開発校規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十六号

#### 広島県立職業能力開発校規則等の一部を改正する規則

(広島県立職業能力開発校規則の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者のうち、普通課程に入校を許可された者にあつては、独立の生計を営む成年者(当該入校を許可された者が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を、短期課程に入校を許可された者にあつては、別記様式第四号の二による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならぬ。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による許可を受けて入校した者のうち、第二項の規定により保証人を定めた者は、当該保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたとき(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき)は、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。)した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(休校及び復校) 第十一条 第九条第一項又は第十条の規定による許可を受けて入校した者(以下「訓練生」という。)は、休校しようとするときは、普通課程に在校する者にあつては、保証人と連署した別記様式第五号による休校願を、短期課程に在校する者にあつては、別記様式第五号の二による休校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休校した者が復校しよう</p>	<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者は、独立の生計を営む成年者で当該入校を許可された者に関する一切の責任を負うことができる者(当該入校を許可された者が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。ただし、訓練期間が一年未満の職業訓練を受ける成年者にあつては、保証人を定めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による許可を受けて入校した者は、第二項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたとき(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき)は、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。)した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(休校及び復校) 第十一条 第九条第一項又は第十条の規定による許可を受けて入校した者(以下「訓練生」という。)は、休校しようとするときは、保証人と連署した別記様式第五号による休校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休校した者が復校しよう</p>

<p>3 (略)</p> <p>とするときは、普通課程に在在する者にあつては、保証人と連署した別記様式第六号による復校願を、短期課程に在在する者にあつては、別記様式第六号の二による復校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第十二条 訓練生は、退校しようとするときは、普通課程に在在する者にあつては、保証人と連署した別記様式第七号による退校願を、短期課程に在在する者にあつては、別記様式第七号の二による退校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>とするときは、保証人と連署した別記様式第六号による復校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第十二条 訓練生は、退校しようとするときは、保証人と連署した別記様式第七号による退校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。</p>
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	

改正後

様式第4号 (第9条関係)

誓 約 書

(略)

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせませす。

また、保証人は、授業料について、極度額金 円の範囲内において、上記の者と連帯して納付します。

(略)

注 1・2 (略)

3 (略)

改正前

様式第4号 (第9条関係)

誓 約 書

(略)

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせるとともに、本人在校中に係る一切の責任は保証人において引き受けませす。

また、保証人は、上記の者と連帯して授業料を納付します。

(略)

注 1・2 (略)

3 訓練期間が一年未満の職業訓練を受ける成年者は、保証人を定めなことができる。

4 (略)

別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第4号の2（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

住 所

氏 名 印

この度、入校を許可されましたが、在校中は、諸規定及び指示事項を守り、技能の習得に努めます。もし、これに違反したときは退校を命じられても異議は申しません。

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせてます。

保護者

住 所

氏 名 印

- 注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。  
2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第5号の2 (第11条関係)

休 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保護者

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により休校したいので許可してください。

- 1 休校期間 年 月 日から  
年 月 日まで

2 理 由

- 注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。  
2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2 (第11条関係)

復 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保護者

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により復校したいので許可してください。

1 復校日 年 月 日

2 理 由

- 注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。  
2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第7号の2 (第12条関係)

退 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保護者

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により退校したいので許可してください。

1 退校日 年 月 日

2 理 由

- 注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。  
2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第8号 (第14条関係)

第 号
修 了 証 書
(略)
年 月 日
広島県立 高等技術専門校長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

注 (略)

改正前

様式第8号 (第14条関係)

第 号
修 了 証 書
(略)
平成 年 月 日
広島県立 高等技術専門校長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

注 (略)

(広島障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第二条 広島障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者は、別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p>	<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者は、<u>独立の生計を営む成人者で当該入校を許可された者に関する一切の責任を負うことができる者を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</u>ただし、成人者にあつては、保証人を定めなければならないことができる。</p> <p>3  前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。</p> <p>4  第一項の規定による許可を受けて入校した者は、前項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたとき(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき)は、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。)した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>
<p>(休校及び復校)</p> <p>第十一条 第九条第一項又は第十条の規定による許可を受けて入校した者(以下「訓練生」という。)は、休校しようとするときは、別記様式第五号による休校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休校した者が復校しようとするときは、別記様式第六号による復校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(休校及び復校)</p> <p>第十一条 第九条第一項又は第十条の規定による許可を受けて入校した者(以下「訓練生」という。)は、休校しようとするときは、<u>保証人と連署した別記様式第五号による休校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により休校した者が復校しようとするときは、<u>保証人と連署した別記様式第六号による復校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>3  前二項の規定にかかわらず、保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。</p>
<p>(退校)</p> <p>第十二条 訓練生は、退校しようとするときは、別記様式第七号による退校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(退校)</p> <p>第十二条 訓練生は、退校しようとするときは、<u>保証人と連署した別記様式第七号による退校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</u>ただし、保証人を定めていない者</p>

については、保証人の署名は不要とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号（第9条関係）

誓 約 書

（略）

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせませす。

保護者  
住 所

氏 名 印

注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

3 （略）

改正前

様式第4号（第9条関係）

誓 約 書

（略）

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせるとともに、本人在校中に係る一切の責任は保証人において引き受けます。

保証人  
住 所

氏 名 印

注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

2 成年者については、保証人を定めないのである。

3 （略）

様式第5号 (第11条関係)

休	校	願	
			年 月 日
広島障害者職業能力開発校長 様			
訓練生	住所	氏名	印
保護者	住所	氏名	印
(略)			
注 1 (略)			
2 <u>保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。</u>			
3 (略)			

様式第5号 (第11条関係)

休	校	願	
			年 月 日
広島障害者職業能力開発校長 様			
訓練生	住所	氏名	印
保証人	住所	氏名	印
(略)			
注 1 (略)			
2 <u>誓約書において保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。</u>			
3 (略)			

様式第6号 (第11条関係)

復	校	願	
			年 月 日
広島障害者職業能力開発校長 様			
訓練生	住	所	
氏	名		印
保護者	住	所	
氏	名		印
(略)			
注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。			
2 <u>保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。</u>			
3 (略)			

様式第6号 (第11条関係)

復	校	願	
			年 月 日
広島障害者職業能力開発校長 様			
訓練生	住	所	
氏	名		印
保証人	住	所	
氏	名		印
(略)			
注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、 <u>保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。</u>			
2 <u>誓約書において保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。</u>			
3 (略)			

様式第7号 (第12条関係)

退 校 願		
	年 月 日	
広島障害者職業能力開発校長 様		
訓練生		
住 所		
氏 名		印
保護者		
住 所		
氏 名		印
(略)		

注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

3 (略)

様式第7号 (第12条関係)

退 校 願		
	年 月 日	
広島障害者職業能力開発校長 様		
訓練生		
住 所		
氏 名		印
保証人		
住 所		
氏 名		印
(略)		

注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

2 誓約書において保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。

3 (略)

様式第8号 (第14条関係)

第 号
修 了 証 書 (略)
年 月 日
広島県障害者職業能力開発校長 印

注 (略)

様式第8号 (第14条関係)

第 号
修 了 証 書 (略)
平成 年 月 日
広島県障害者職業能力開発校長 印

注 (略)

(広島県立技術短期大学校規則の一部改正)

第三条 広島県立技術短期大学校規則(平成二十年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学許可) 第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入学を許可された者(以下「学生」という。)は、独立の生計を営む成年人(当該学生が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3―5 (略)</p>	<p>(入学許可) 第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入学を許可された者(以下「学生」という。)は、独立の生計を営む成年人で当該学生に関する一切の責任を負うことができる者(当該学生が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3―5 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号 (第10条関係)

誓 約 書

(略)

上記の者が、この度入学を許可されましたので、在学中は誓約事項を堅く守らせませす。

また、保証人は、授業料について、極度額金 円 (授業料2年分) の範囲内において、上記の者と連帯して授業料を納付します。

ただし、広島県立技術短期大学校規則第2条に規定する訓練期間を超えて在学する場合の極度額は、金 円 (授業料4年分) とする。

(略)

改正前

様式第4号 (第10条関係)

誓 約 書

(略)

上記の者が、この度入学を許可されましたので、在学中は誓約事項を堅く守らせるとともに、本人在学中に係る一切の責任は保証人において引き受けます。

また、保証人は、上記の者と連帯して授業料を納付します。

(略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。